

財務省第9入札等監視委員会  
令和5年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年9月12日（火） 大阪合同庁舎第三号館15階大会議室	
委員	委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士） 委員 石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	令和5年4月1日（土）から 令和5年6月30日（金）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	一件	
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務など）	2件	<p>契約件名：令和5年度収入金等の警備搬送に関する業務委託            契約相手方：NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社            西日本支店（法人番号 5010001223230）            契約金額：645,480円（税込み）            契約締結日：令和5年4月3日            担当部局：近畿財務局</p> <p>契約件名：貴金属、現金等保管及び運搬警備業務            契約相手方：総合警備保障株式会社警送近畿支社（法人番号：3010401016070）            契約金額：契約単価 @2,500円ほか            （予定調達総額 2,667,500円（税込み））            契約締結日：令和5年4月3日            担当部局：大阪税関</p>
随意契約（物品役務等）	2件	<p>契約件名：埠頭監視カメラシステムヘルプデスク契約（境港・水島港・広島港）カメラシステム三式            契約相手方：三菱重工業マシナリーテクノロジー株式会社            （法人番号 5240001001530）            契約金額：1,831,500円（税込み）            契約締結日：令和5年4月3日            担当部局：神戸税関</p> <p>契約件名：「ドイツにおける関西産酒類のPR事業」に係る運営業務委託            契約相手方：株式会社エイチ・アイ・エス（法人番号 6011101002696）            【総価単価契約の場合】            契約金額：総価部分 8,558,000円（税込み）            単価部分 @3,685円（関西産酒類）            （予定調達総額 737,000円（税込み））            契約締結日：令和5年4月20日            担当部局：大阪国税局</p>
応札（応募）業者数 1者関連	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴金属、現金等保管及び運搬警備業務</li> <li>・埠頭監視カメラシステムヘルプデスク契約（境港・水島港・広島港）カメラシステム三式</li> <li>・「ドイツにおける関西産酒類のPR事業」に係る運営業務委託</li> </ul>
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名：令和5年度収入金等の警備搬送に関する業務委託</p> <p>契約相手方：NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 西日本支店（法人番号5010001223230）</p> <p>契約金額：645,480円（税込み）</p> <p>契約締結日：令和5年4月3日</p> <p>担当部局：近畿財務局</p> <p>落札率が低いところ入札金額等に関する調査を実施していないが、低価格入札に該当するのは何%以下の場合か。</p> <p>過去においても同程度の落札率か。</p> <p>競争参加資格の等級をA等級まで拡大しているが、等級拡大の効果と落札業者の等級は。</p> <p>予定価格を見ると人件費が大半を占めていると思われるが、安価な契約価格で警送員2名の態勢により、契約の内容に適合した履行が確保されるのか。</p> <p>予定価格の算出において、値引率の調査は行わないのか。</p>	<p>一律に何%以下というものではなく、請負契約については予定価格が1,000万円を超える契約が対象となり契約の種類に応じて基準を設定しているが、本件はこれに該当しないものである。</p> <p>前年度の落札率よりは若干低下した状況にある。</p> <p>本来であればD等級であるところ、貴重品運搬を営業種目とする有資格者が確認できなかったため上位のC等級に拡大したが、2者のみであったことから、さらに等級拡大を検討したもの。B等級についての有資格者も確認できなかったためA等級まで拡大したものである。A等級は6者あり、等級を拡大したことによって、競争性を担保できたと考えている。落札業者の等級はA等級であり、等級拡大の効果はあったと思料している。</p> <p>入札した業者において、営業の地域及び警備員や車両の配置状況等を踏まえ、可能と考える請負金額をもって入札されたものと思料している。なお実際の警送にあたる警送員については、あらかじめ提出させた証明書に基づき、仕様書に定めた資格の保有を確認しているほか、契約締結後から昨日までの間、契約の内容に適合した履行がなされている。</p> <p>予定価格は適正に算出していると考えているが、今後も落札金額と大きな乖離が生じるような場合には、調査等について検討することとしたい。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 貴金属、現金等保管及び運搬警備業務            契約相手方： 総合警備保障株式会社警送近畿支社            （法人番号：3010401016070）            契約金額： 契約単価 @2,500円ほか            （予定調達総額 2,667,500円（税込み））            契約締結日： 令和5年4月3日            担当部局： 大阪税関</p> <p>本業務は通常の現金輸送とは違った業務なのか。</p> <p>一般的な警備会社が行う業務とは違うという理解でよいか。</p> <p>過去、1者応札が続いた時期の応札者はどこで、複数者の応札があった時の応札者はどこなのか。</p> <p>令和3年に落札した業者が今回参加しなかった理由は。</p> <p>貴重品を運ぶ業務について、いくつか大手業者もあるが、参加資格をA等級まで拡大しているにもかかわらず、大手業者が入札参加しない理由はあるのか。</p> <p>両社ともリスクのほうが高いという判断か。</p> <p>業務の全体像を説明願いたい。</p>	<p>本業務は、関税法違反犯則事件において押収した物品について運搬、保管する業務であり、納められた税金等を銀行に運搬する通常の警備業務とは異なる。</p> <p>警備業として求める資格はそれほど差がないため、各業者が仕様書により、履行可能かどうか判断することになる。</p> <p>本契約は平成30年頃から始まっており、平成30年、平成31年は現契約の相手方、令和2年、令和3年は2者応札でそれぞれ現契約の相手方と別の業者が落札している。</p> <p>人員不足で1年間履行の保証ができないとのことだった。</p> <p>ある業者は自社倉庫がなく、倉庫業者に委託しなければならないが、保管する物が高額であるため、責任の所在の点で不安がある、また、別の業者は契約書の損害賠償額が無制限となっている点が難しいという話を聞いている。</p> <p>そのように受け止めている。</p> <p>税関の現場にも証拠品の保管庫があり、一旦、保管は可能であるが、昨今、金製品の密輸が横行しており、また、押収物件は他に薬物等もあり、保管庫がひっ迫していることから、第三者に委託できるよう法令の整備がされて本契約が始まった。</p> <p>よって、税関の保管庫に保管しきれないものを適宜委託し、また、運搬に際しても、金製品であれば相当高額になることから、業務委託している。仕様書では、摘発した場所から保管庫へ、また、検察庁</p>

意見・質問	回 答
<p>仕様書（別紙１）２．運搬警備区間に記載されている保管場所とは業者の保管場所のことか。</p> <p>同資料では起点が保管場所、終点が大坂税関となっている場合があるが、なぜ税関に戻ってくるのか。</p> <p>本契約の作業や保管自体は、履行が困難なものではないが、対象が金製品であること、刑罰の証拠品であるということが特殊であり、そういった点で辞退する業者もあるということか。</p> <p>運送業者や保管業者は多数あると思うが、どう広げられるかが課題である。今のところ、他に思いあたる業者はないか。</p> <p>事情は理解した。引き続き新規業者の開拓に努められたい。</p>	<p>へ証拠品を送致するにあたり、保管庫から運搬するといったことを想定している。</p> <p>そのとおり。</p> <p>金製品を押収した場合、事件によっては国庫に帰属する場合があります、最終的には売払いを行うことになる。その場合、税関に戻して入札を行うため、戻すための運搬警備区間を設定している。</p> <p>そのとおり。</p> <p>一般的な倉庫業者にも話を伺ってみたが、やはり扱うものから仕様書を満たすことができないということであった。ある程度嚴重な設備を備えた倉庫業者でなければ良い回答はいただけないのではないかと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：埠頭監視カメラシステムヘルプデスク契約（境港・水島港・広島港）カメラシステム三式</p> <p>契約相手方：三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社（法人番号5240001001530）</p> <p>契約金額：1,831,500円（税込み）</p> <p>契約締結日：令和5年4月3日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>監視カメラシステムとヘルプデスク業務の関係から、システムの設計製造会社が当該業務を行わなければ業務は履行できず、複数者から応募がある案件ではないことは理解した。今後も当初の機器等のリース契約時に入札を行い、競争性を持たせるといふ方向しかないということか。</p> <p>過去に埠頭監視カメラに関する審議を行っているが、その際にはヘルプデスクの契約はなかったように思う。今回は特別な契約なのか。</p> <p>6年のリース期間を延長することは難しいのか。</p> <p>リース期間を延ばしても公募を行えば同じ状況が起こるので、1者応募の改善の余地がないことは理解した。</p>	<p>新規のカメラリース更新契約の際は、ヘルプデスク業務を含め6年間の予定で入札をしている。直近では2者応札があり、競争性が働いている。会計法等の手續上、当初契約期間は5箇年度以内となるが、当初契約満了後の残りの期間については、改めて公募を行った上で契約締結となる。6年経過後、更新予算が付くまでの間は、同様に公募を行った上で1年間の再リースを繰り返すこととなるが、1者応募となる可能性は高い。</p> <p>以前はヘルプデスク業務のほか、技術者のオンサイト対応に係る日額の単価契約を含めた契約としていたため、随時保守契約という件名で契約を行っていた。今回、技術者のオンサイト対応に係る日額の単価契約を含めず、ヘルプデスク業務のみ残した契約とし、件名を「埠頭監視カメラシステムヘルプデスク契約」としたのは今年度が初めてである。</p> <p>経年劣化による故障などは保守では対応できない場合も考えられる。耐用年数、保守契約等を踏まえ設定した6年間で予算が付いている状況であり、修理に時間を要すなど、使用できない期間が長期化すると業務に支障を来す可能性がある。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名：「ドイツにおける関西産酒類のPR事業」に係る運營業務委託</p> <p>契約相手方：株式会社エイチ・アイ・エス (法人番号 6011101002696)</p> <p>契約金額：【総価単価契約の場合】 総価部分 8,558,000 円 (税込み) 単価部分 @3,685 円 (関西産酒類) (予定調達総額 737,000 円 (税込み))</p> <p>契約締結日：令和5年4月20日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p> <p>関西産酒類のPR事業といったイベントに国(大阪国税局)がどういった役割で関わることになるのか。</p> <p>同様の案件を定期的に行っているのか。</p> <p>随意契約に至った理由として入札が不調であったとあるが、不調になった理由は何か。 また、最終的に見積書の提出は何者からあったか。</p> <p>何故、契約相手方のような旅行会社ではなく、イベント業者に勧奨しなかったのか。</p> <p>今後については、海外の方に向けて情報を発信するようなイベントを行う計画はあるのか。</p> <p>類似する案件の調達が行われる際には、イベント業者も含めて広く勧奨するように検討していただきたい。</p>	<p>国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して施策を展開している。</p> <p>なお、当該事業は大阪国税局が行う入札ということで、関西産の酒類産業の活性化のために行っているものである。</p> <p>業務の内容としては、国税庁組織として初めての試みであると認識している。</p> <p>入札参加の意向を示していた業者は2者あったが、いずれの業者も資格等級が合致しなかったためである。</p> <p>なお、その内の1者については、仕様書で求める要件を一部具備していなかったため、最終的に1者から見積書の提出を受けている。</p> <p>また、具備していなかった要件としては、海外に受託者の現地事務所又はパートナー等を有していなければならないという点である。</p> <p>勧奨していないわけではないが、今回については、海外のイベントへ人材を派遣するような特色が強く出ている仕様になっているため、結果的に、海外へ事務所を有していたり、旅客機等の手配が容易な旅行会社に重点を置いて勧奨した結果となっている。</p> <p>酒類業の健全な発達を目指した施策という意味合いでは、今後も国内外問わず情報を発信する必要があると認識している。</p> <p>承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p>今回のイベントには他の国税組織の参加はしているのか。</p> <p>仕様書についてであるが、初めての試みである案件と言いつつも業務内容や要件等が細かく設定されていると見受けられるが、こういったことを意識して作成しているのか。</p> <p>仕様書を作成される際には、是非とも複数の業者の意見を取り入れた仕様書を作成されたい。</p> <p>最後に入札が不調となった場合にどのような手続で、随意契約となるのか会計法規を踏まえてお聞きしたい。</p> <p>今後は、業者の準備期間やより公平性が保たれるような契約手続を採用する期間を確保できるような日程調整をお願いしたい。</p>	<p>大阪国税局の管轄である2府4県内の酒類産業を活性化させる目的で開催しているため、大阪国税局単独での調達となっている。</p> <p>海外で情報を発信することが主要な部分となるため、海外で業務を行う上で必要な要件を検討し、業者の意見を参考にしながら作成した結果である。</p> <p>承知した。</p> <p>予決令第99条の2によると、競争に付しても入札者がいないときは随意契約によることができるとされている。</p> <p>なお、仕様書の内容及び資格等級の変更等をする場合については、再度公告に付す必要がある。</p> <p>今回の場合においては、業務の開始時期が近づいていたことから、再度公告を行わずに、随意契約を行うこととした。</p> <p>承知した。</p>